

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

- 応急仮設住宅の供与が一部を除き終了します 2
- 花淵浜地区商業産業用地(賃貸)の事業者募集のお知らせ 6

町内の話題 ズームアップ

- 明るくダイナミックなアメリカンスピリッツを体感!! 8

シリーズ

- 心と体の健康シリーズ 10
- ふれ愛くらぶ 12
- 復興だより No.43 14
- 暮らしアラカルト 18
- 選挙権年齢が18歳に引き下げられます 28

七ヶ浜国際村でアメリカの文化を紹介

5月3日から5日、七ヶ浜国際村で毎年恒例のインターナショナルデイズを開催し、今年は、「アメリカ」にスポットを当て紹介し、多くの来場者でにぎわいました。また、七ヶ浜国際村では、来館者300万人を迎え、記念のセレモニーも行いました。

(関連記事 8.9ページ)

2016 **6** | vol.536
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!

一部を除き 応急仮設住宅の 供与が 終了します

東日本大震災により被災した方の住宅再建までの仮の住まいとして町内7か所に設置した応急仮設住宅。高台住宅団地や災害公営住宅の整備が完了すると共に、応急仮設住宅に住んでいた方の移転も進んでいます。今回の特集では、応急仮設住宅が設置された経緯と生活の中で活躍された世話人さんについてご紹介いたします。

東日本大震災の概況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、観測史上最大となるマグニチュード9.0もの「巨大地震」は巨大津波を引き起こし、113名の尊い命が奪われたほか、多くの住宅や公共施設を飲み込み、七ヶ浜町の海辺の風景を大きく変えてしまいました。

大津波と地震の甚大な被害により町内全域にわたりライフライン（水道・都市ガス・電気）が停止、最大で36箇所の避難所が開設され、6,000人強の方が避難生活を余儀なくされました。

避難生活が長期化する恐れがあったため、応急的な住宅の整備が必要とされ、応急仮設住宅の建設が始まりました。

応急仮設住宅の建設と入居

「応急仮設住宅」とは、自然災害などによって住居を失った被災者に対して行政が貸与する仮の住宅です。七ヶ浜町では、災害時に備え、第1スポーツ広場、七ヶ浜中学校第2グラウンドを候補地として約150戸の仮設住宅整備を想定していましたが、東日本大震災で実際に必要となった仮設住宅は、400戸を超えました。

3月25日から、151戸の建設が始まりましたが、その後6ヶ所の団地で応急仮設住宅の工事が順次終了し、6月18日時点では、完成戸数421戸、（入居戸数は421戸）入居者数1,277人となり、県内では2番目に整備が完了しました。町では、「被災前と同じ地



応急仮設住宅の建設風景



かしま食育たんぽぽグループの皆さんとの交流会



七里ガ浜発七ヶ浜復興支援隊の皆さんと畑づくりをしました

区コミュニティを保つため、応急仮設住宅団地に入居したい」という声が多かったため、従来住んでいた地区ごとにまとめ、元の地区に近い団地に入居できるよう配慮しました。

入居者の心身のケアを

平成23年6月応急仮設住宅が完成し入居が始まったころ、入居者の健康管理や集団生活におけるケアを行うため、アクアゆめクラブに業務を委託し、誕生したのが「応急仮設住宅総合サポートセンター（以下サポートセンター）」です。

サポートセンターの主な業務は、応急仮設住宅入居者の健康状態の把握、メンタルヘルスケアや高齢者世帯、単身世帯の「見守り活動」でした。この業務では、各世帯を訪問し、個人ごとにカルテを作成し、入居者の健康状態、世帯状況の管理を行い、孤独死などの予防に努めました。また、地域コミュニティの維持・促進を図ることを目的に入居者の方が元気に笑顔で生活できるよう草刈りや花見、芋煮会などの行事へのサポート役としての活動も行っています。

配布、応急仮設住宅へのボランティアの受け入れ調整など幅広い活動を行ってきました。復興も進み、高台住宅団地や災害公営住宅の整備が完了する1年前ころからは、入居者の方が移転先での生活に困らないよう、移転後のコミュニティを想定し、事前に団地ごとに集まる機会を設け、話し合いや交流の場を提供してきました。

また、ボランティアで支援をいただく際には、物資をいただくだけではなく、入居者の方の引きこもりなどを考え、草刈りや花を植える活動など極力、支援者の方と一緒に活動できる支援を受け入れることを心がけていました。また、サポートセンターの職員として団地内の訪問で住宅の皆さんと接したことにより、たくさんの方々と知り合うことができました」と話していました。

世話人会の発足

平成23年6月から町とサポートセンターとの協議により、プレハブ応急仮設住宅入居者の中から、「世話人さん」として団地内の調整役17名が選ばれました。

世話人さんの活動内容は、仮設住宅入居者と町との調整役を担っており、団地内での困りごとの相談や安否確認のほか、見守りを兼ねた広報紙の配布や回覧板の管理などがあります。また、防災訓練などのイベントの企画運営など自治会長や行政区長的な役割を行っていただきます。

団地ごとにボランティア



第1 スポーツ広場集会所で行われた世話人会定例会

の皆さんとの交流や工夫を凝らしたイベントもあり、住民の皆さんが楽しんで参加していました。

町とサポートセンター、世話人さんの3者で、平成23年6月から平成27年12月まで、延べ29回の世話人会議を開催しており、仮設団地内での状況や、町への要望など入居者が安心・安全で住み良い環境が整えられるよう話し合いが行われました。

その後、防災集団移転地の整備や災害公営住宅の整備により、入居者の多くが再建されることとなったため、平成27年12月16日を以って、応急仮設住宅世話人会が解散される形となりました。

仮設住宅入居者の再建状況

防災集団移転促進事業高台団地の整備が平成27年3月、笹山地区の造成工事完成をもって全5地区が完了し、災害公営住宅は、平成27年12月に花洲浜と代ヶ崎浜が完成し、全5地区が完成しました。区画整理事業などによる現地再建については、現在も整備中なもの、移転地の整備に伴い、応急仮設住宅入居者も、最大で421戸、1,277人が入居していました。が、平成28年4月1日時点では、32戸、74名となり、8割以上の方々が、順次再建される状況にあります。

このことから、町では野外



入居者の皆さんが、お正月に使う「しめ縄づくり」を行いました



七中仮設住宅の入居者の皆さんが防災訓練を行いました

活動センター（七ヶ浜町中央公民館前）の応急仮設団地一部を除き、第1スポーツ広場など6箇所の仮設住宅を今年度中に解体撤去を行い、スポーツ施設や、学校施設として再び利用できるよう計画しています。

今後、集約先である野外活動センター 応急仮設団地についても、平成28年度中もしくは入居者が退去した時点で閉鎖し、平成29年度に解体する予定です。

応急仮設住宅の建設以降、入居者の皆様のご理解と、世話人さんのご尽力、また、ご支援をいただいた方々など、皆様のお力で5年間にわたり、応急仮設住宅を運営することが出来ました。

世話人さんへのインタビュー
 平成23年6月から応急仮設住宅入居者の安心、安全な生活を守るため、ご尽力いただいた世話人の皆様、お疲れ様でした。3名の世話人の方から活動に関する声をいただきましたのでご紹介いたします。



さとう いさお
佐藤 勲さん
(代ヶ崎浜)

私は、国際村での避難所生活から仮設住宅へ移りましたが、近所で代ヶ崎地区の皆さんと一緒に生活を送るということでは不安は特にありませんでした。仮設住宅の世話人として活動してきましたが、入居当時は、車上荒らしなどが発生し、警察の方と夜回りを行ったことがありました。そんな時でも入居している皆さんが当番で夜回りを手伝ってくれたり、他の活動でも皆さんが協力してくれましたので大きな苦勞もななく活動できました。私が特に気を使ったことは、配布物を配る際、ポストに投函するのではなく各戸に声をかけ、皆無事に生活しているか確認することでした。現在は代ヶ崎浜立花の高台住宅団地に再建をしましたが、当時を思

い出すととても懐かしく充実していたように思います。世話人の活動をしていた仲間と町内で顔を合わせた時には当時の話題で盛り上がっています。



わたなべ ささち
渡邊 佐吉さん
(菖蒲田)

私は、汐見台7丁目の仮設住宅で生活していました。日当たりが良く快適でしたが、長期間の仮設生活は疲れも多くありました。しかし、古くからの仲間も多かったため、話す機会が多く、良かったこともありました。世話人としては、吉田浜地区の方々と仮設住宅で生活していましたので吉田浜の区長さんと協力しながら活動をしていました。また、被災前の菖蒲田浜地区の知り合いも多く生活しており、皆さんが協力してくれたおかげで大した苦勞もなく世話人

としての活動ができました。現在、菖蒲田浜の災害公営住宅での生活が始まっていますが、仮設住宅での生活と比べると生活音が少なくなり、快適な反面、少しさびしい気もします。世話人の活動を通して新しいつながりで仲間が増えたことにより、今でも顔を合わせればお茶を飲み、当時を振り返り思い出話に花を咲かせています。



わたなべ とめしろう
渡邊 留四郎さん
(笹山)

私は、野外活動センターの仮設住宅で生活を送りましたが、4畳半2間の部屋では狭くて生活できるのかわ不安でした。しかし、七ヶ浜町では地域ごとに入居したので、近所に知り合いが多く、気分的には安心しました。あつという間の5年間でしたが初めての2年間は、はつきりと覚えてなく、3年目頃から「焦ってもしかたがない」と気持ちの切り替えができるようになり前向きに生活を送ることができるようになりました。世話人としては、配布物の配布時の見守り活

動や一人暮らしの方にいかに外に出ていただくかを考え活動をしてきました。復興支援で来ていただいた他県の警察の方やボランティアの方を交えた花見や男だけの飲み会などを住民の方と一緒に企画し行ってきました。今となり、仮設住宅での生活では新たな出会いがたくさんあり充実し懐かしく思えます。世話人の活動をしたことにより自分自身が成長させていただきました。現在は笹山地区に住んでいますがこれからも新しい街づくりに携わっていければと思います。

世話人の皆さん

【第1スポーツ広場】星 仁さん、佐藤勲さん、三島知恵子さん、稲妻克夫さん、鈴木兵一さん、佐藤一郎さん【七中】鈴木吉秋さん、伊藤芳夫さん、船橋雪子さん、赤間長正さん、米けい子さん【野外】渡邊一昭さん、渡邊留四郎さん、渡邊利勝さん【湊浜(故)】渡邊庄哉さん、和泉正榮さん【謡】丹野正徳さん、星幸義さん、齋藤長二さん【汐見台】渡邊佐吉さん、鈴木智さん【国際村】齋藤勝良さん、岩淵勝夫さん、相澤巖さん

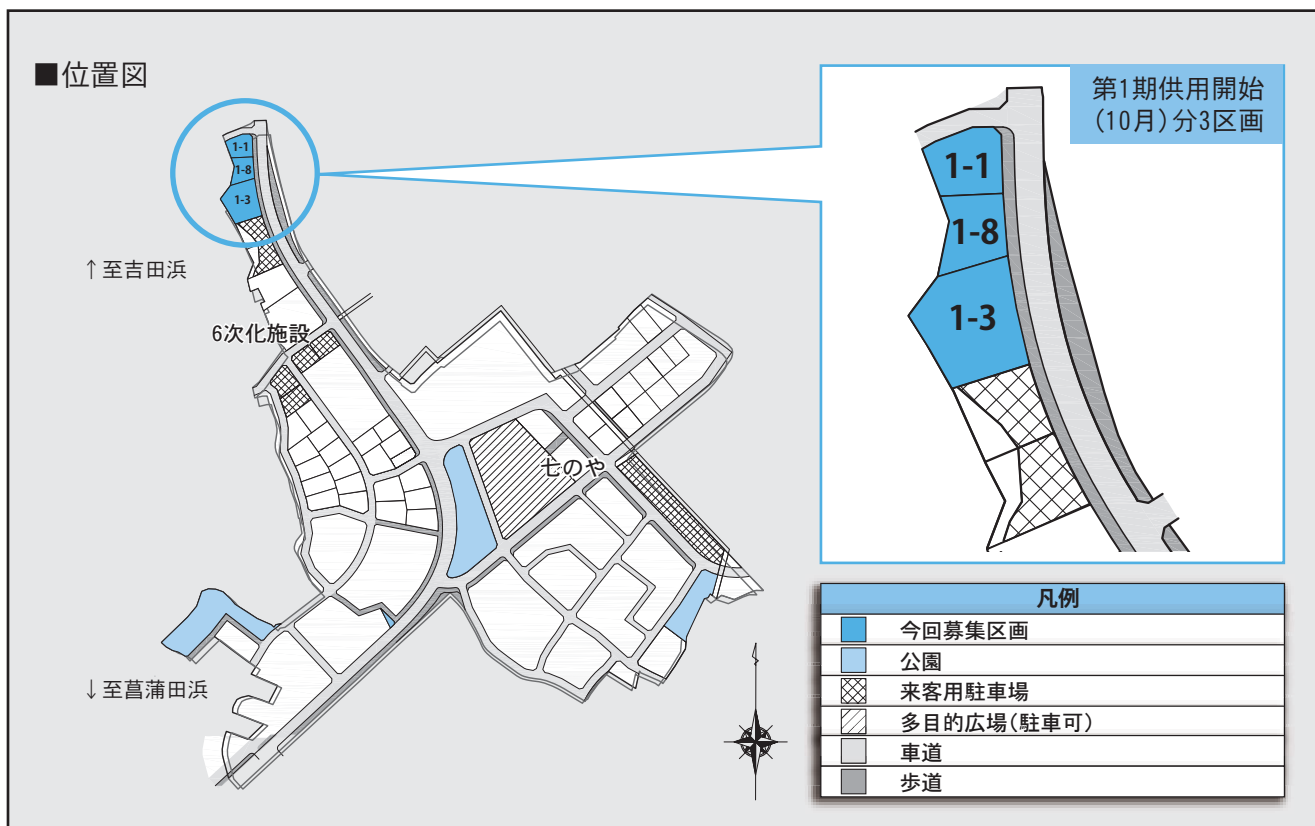
お問い合わせは、地域福祉課まで ☎357-7449

花渚浜地区商業産業用地(賃貸)の 事業者募集

花渚浜地区整備予想イメージ

花渚浜地区商業産業用地の第1期供用開始(10月)分3区画について、以下のとおり事業者を募集します。

No.	区画	面積	有効面積※	借地料	※1 有効面積とは、敷地内の山側斜面により実質上利用することができない分(ただし道路との接道部分法面を除く)を控除した面積です。借地料の算定上では、有効面積を基に計算します。
1	1-1	331㎡	331㎡	1㎡あたり 240~270円/年	
2	1-3	759㎡	710㎡		
3	1-8	322㎡	322㎡		
計 3区画		1,412㎡	1,363㎡		



花渚浜地区商業産業用地(賃貸) 事業者募集の詳細

1. 利用可能な業種

商業や産業など、幅広い業種に利用できます。詳細は、町ウェブサイトを参照願います。

2. 貸付対象となる事業

貸付の申請を行う個人、法人その他の団体等が、以下のすべての条件を満たす事業について、貸付対象となります。

- 1) 産業振興や地域のにぎわい創出などにより東日本大震災からの復興に資する事業
- 2) 前号に掲げるもののほか、町の復興まちづくりに資するものとして町長が特に必要と認める事業
- 3) 各種法令等に抵触する建築物又は土地利用でないこと。
- 4) 騒音や臭いなど、隣接する住環境を悪化させる恐れがないこと。
- 5) 第三者への転貸でないこと。ただし、共同利用や倉庫業(地区計画や用途地域の指定による予定建築物として認められる建築物に限ります。)などの第三者への貸し出しを目的とする事業の利用を除きます。
- 6) 土地の形状や高さ、道路や上下水道などの基盤整備の状態、借地料の算定など、当該普通財産の貸付要件に同意できること。
- 7) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- 8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3. 提出書類

番号	必要書類等	部数
A	七ヶ浜町普通財産減額貸付申込書 ※申込書は、町ウェブサイト(データ)もしくは財政課にあります。	1部
B	事業計画書(任意様式 A4 サイズ) ○記載内容(詳細は、町ウェブサイトを参照願います) (1) 事業計画の概要 (2) 経営状況・計画遂行能力 (3) 雇用の確保に関する貢献度・地域貢献度・復興に関する貢献度	1部
C	国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類	1部

申し込み方法

[申し込み受付期間] 6月1日(水)～6月30日(木)まで

[提出方法] 直接持参または郵送、直接持参する場合は、8時30分から17時15分まで(土日祝日を除く)

〒985-8577 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1

財政課 管財係 ☎022-357-7438

申し込みに関する事前相談窓口の開設

普通財産減額貸付に関し、産業誘導や企業誘致を推進する観点から、以下のとおり事前相談窓口を開設します。お気軽にご相談ください。

なお、事前相談の際は、予め電話にて相談日時を電話予約の上お越しくください。

[事前相談窓口の連絡先] 政策課 ☎022-357-2117

町内の話題 ズームアップ



zoom-up ①

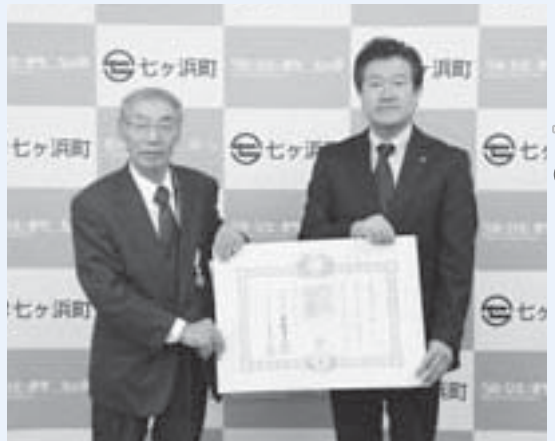
明るくダイナミックなアメリカンスピリッツを体感!!

5月3日から5日まで、「七ヶ浜国際村インターナショナルデイズ」が七ヶ浜国際村で開催され、期間中、5,003人の来館者でにぎわいました。毎年、異文化の魅力を紹介するインターナショナルデイズ。今年、本館は「アメリカ」で、当日は、在札幌米国総領事館ハリービー・ビーズリー領事から絵本の寄贈を受け、領事自ら読み聞かせが行われたほか、スベアリブなどの代表料理が販売され、来館者を楽しませました。また、ホール公演では、ジャズコンボバンドの公演が行われ、観客を魅了しました。●期間中アメリカ文化の魅力を余すところなく紹介し、多くの来館者が集いました。



zoom-up ②

加藤壽治さん（松）が瑞宝単光章を受章しました



5月16日、統計調査員の加藤壽治さんが、春の叙勲「瑞宝単光章」を受章し、その報告のため寺澤町長を訪問しました。●加藤さんは昭和35年に国勢調査員として任命されて以来、現在まで55年間、統計調査員として、国勢調査をはじめ、農林業センサスや国及び地方公共団体が実施する各種統計調査に従事し、統計調査の重要性や必要性を十分に認識し、常に調査員の模範となり、円滑な調査実施に貢献されました。このような長きにわたる功績が認められたものです。加藤さんは「今回、このような表彰をいただけたのは、皆様の協力のおかげです」と感謝の言葉を述べました。

吉田浜獅子舞が
地区内を練り歩きました

zoom-up ③ dn-wooz

4月24日、吉田浜地区で吉田浜獅子舞保存会による獅子舞が行われ、地区内を獅子が練り歩きました●今年は、復興業務で支援を受けている愛知県からの派遣職員の方々も参加し、春の陽気に恵まれ、2班にわかれて吉田浜地区の家々を1日をかけ回りました。獅子が各戸をまわると、住民の皆さんはお酒やジュースなどで保存会の皆さんをもてなし、無病息災を願い頭をかんでもらいました●この吉田浜獅子舞は、明治初期に地元漁民が石巻の渡波方面からもち帰ったと言われており、120年以上の歴史があります。昭和60年には町の伝統民俗文化財として指定されています。



七ヶ浜国際村で来館
300万人を突破!!

zoom-up ④ dn-wooz



5月3日、七ヶ浜国際村で来館者が300万人を迎えたことに伴い、インターナショナルデイズセレモニー内で対象者の伊豆みのぶさん(遠)に記念品が贈られました●七ヶ浜国際村は、平成5年7月に開館し、芸術文化の発信基地としてこれまで数多くの舞台作品や展示などを展開してきました●セレモニーでは、寺澤町長から記念品のガリレオ温度計が手渡され、伊豆さんは「私が300万人目とは信じられません。ありがとうございます」と感謝の言葉を述べました。七ヶ浜国際村では、これからも皆様に愛される開館運営に努めます。

湊浜こどもの日区民大会
を開催しました

zoom-up ⑤ dn-wooz

5月8日、湊浜児童公園で「湊浜こどもの日区民大会」が開催され、多くの地区住民が参加し交流を深めました。これは、地区住民同士の交流、ふれあいを目的に湊浜公民分館運営部会が毎年開催しているもので、今年で62回を数えます●当日は、天候にも恵まれ、青空のもと、パンくい競走、綱引き、マラソン、玉入れなど10種を超えるの競技に子どもからお年寄りまで元気がいっぱい参加し、盛り上がりを見せました●また、会場の一角には、消防団のポンプ車を展示し、子供たちが乗れるよう工夫を凝らし、将来の消防団への参加を促すPR活動も行われていました。



のり(海苔)出し作戦で
安全運転を!!

zoom-up ⑥ dn-wooz



4月11日、春の交通安全県民総ぐるみ運動に伴い、当町の交通安全意識の高揚を図るため、貞山橋と砂山交差点で「交通安全のり出し作戦」を開催いたしました●当日は、塩釜地区交通安全協会七ヶ浜支部の会員や七ヶ浜町交通安全母の会や町内事業所などの関係者が参加し、朝の通勤・通学の時間帯に、ドライバーや歩行者に当町特産の焼き海苔と飲酒運転根絶や交通安全の普及啓発を呼びかけるチラシを配布し、交通安全を呼び掛けました●これから日も長くなり、夕日が眩しい時期になります。交通ルールとマナーを守り、車両運転時や道路歩行時等は、交通安全を心がけましょう。

梅雨の時期の 体のしんどさ 何とかしたい

6月、次第に暖くなるのに体が慣れ始めてきた頃に梅雨が始まります。雨の日で肌寒く感じる時があれば、晴れて蒸し暑く感じる時もあり、梅雨には気温と湿度が大きく変化します。体の調整がついていけず自律神経のバランスが乱れたり、ダニカビの発生により喘息が悪化することもあります。この時期の健康管理についてお伝えします。

● 体の調子を整えて、晴れやかに過ごしましょう ●

■ 気温差や天候の変化に合わせた衣服の調節をしましょう

気温差が大きいと疲れが出やすくなり、風邪をひきやすくなります。梅雨の時期は雨の有無だけでなく気温の変化にも注意して、上着を持ち歩くなど衣服で調節するようにしましょう。



■ 生活リズムを整えましょう

疲労を回復し気分を改善させるために、生活リズムを整えてぐっすりと睡眠をとり、心と体を休めましょう。毎朝の起床時間を同じにし、起きたらカーテンを開け日光を浴びるようにしましょう。日光の刺激により体内時計をリセットし、体を目覚めさせることができます。



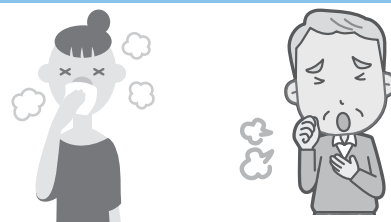
■ 晴れた日にはなるべく外へ出かけましょう

雨の晴れ間、少しの時間でも散歩など太陽の光を浴びて、憂鬱になりがちな気分をリセットしましょう。

● 気管支喘息の原因になるダニやカビの発生を予防しましょう ●

■カビ・ダニによるアレルギーに注意しましょう

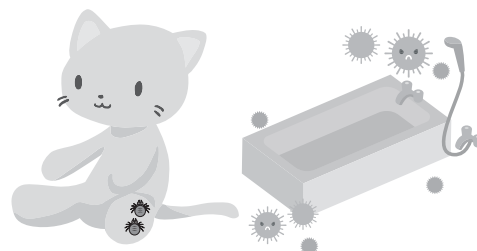
ダニの死骸やカビなどをホコリとして吸い込んで、アレルギーの原因物質として認識すると、気管支粘膜がむくんで内側が狭くなり、ヒューヒュー鳴るように空気の通りにくさが出てきます。また気管支から水分が浸み出すことで水分の多い痰がでて、排出しようと咳が出ます。



■高温多湿で急増するダニとカビ

ダニは室温が20℃～30℃、湿度が60～80%と高温多湿で、餌となる人や動物のフケ、食べ残しなどがある場所で繁殖します。布団やぬいぐるみ、カーペットなどに繁殖しやすいと言われています。

カビも室温 15℃から増殖し始め、20℃を超えると勢いよく増殖します。湿度は高くなるほど増殖します。気温が高くなる 6 月以降はダニやカビの発生を予防するために湿度を抑える工夫が必要です。



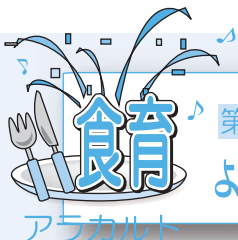
■ダニやカビの発生を防ぐには

- ・布団は寝ている間の汗で意外に湿気を吸収しています。しまう前には広げて乾かしましょう。
- ・ベッドや布団はダニの棲みかになりやすいので、布団やシーツなどはこまめに洗濯をしましょう。ダニを通さないシーツや布団カバーも市販されています。
- ・ホコリがたまりやすいカーペットやぬいぐるみなど、ダニの好む環境は避けたほうがいいのですが、置く場合は洗えるタイプのもを選びましょう。
- ・部屋の中もホコリがたまりにくいように、風通しのよい家具の配置を心がけ、晴れた日には換気を行いましょう。押し入れやクローゼットの中も湿気とホコリがたまりやすいので、扇風機などの風を当て換気を行うといいです。
- ・湿度が高い日はエアコンを使い部屋の湿度を低く保ちましょう。またエアコンの中に水滴がたまるのを防ぐためには、使用后しばらく送風状態にしておくといよいです。



体の調子を崩しやすく、気分も憂鬱になりがちなこの時期、生活を工夫してさわやかに過ごしましょう。

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448



第91回

よく噛んで、味わって食べましょう

アラカルト

6月4日から10日までは「歯と口の健康週間」です。むし歯と歯周病はお口の二大疾患で、歯周病は歯を失う大きな原因となります。むし歯や歯周病予防のためにもよくかんで食べましょう。

★噛むことの効用

- ①肥満予防
よく噛むと脳にある満腹中枢が働き、食べすぎを防ぐことができます。
- ②味覚の発達
よく噛むと食べ物本来の味がわかり、味覚が発達します。
- ③脳の発達
よく噛む運動は脳細胞の働きを活発化します。子どもの知育を助け、高齢者は認知症の予防に役立ちます。
- ④歯の病気予防
よく噛むと唾液の分泌が促されます。唾液は口の中をきれいにして歯周病やむし歯を予防します。

⑤胃腸の働きの促進

よく噛むと唾液が分泌され胃や腸での消化吸収がよくなります。

歯が20本あれば、ほとんどの食べ物を噛みくだくことができ、味わいながら食べることができるといわれています。

おいしく食べるために必要な歯の本数

18~28本	フランスパン	ずダコ	堅焼きせんべい	スルメイカ
6~17本	せんべい	れんこん	きんぴらごぼう	豚肉(薄切り)
0~5本	ナスの煮付け	バナナ	うどん	

★よく噛んで食べるための工夫

- ①歯ごたえのある食材を活用しましょう
- ②調理法や切り方を工夫しましょう乾物を活用する方法もあります
- ③やわらかい食べ物やかたい食べ物が混在すると脳が複雑にセンサーを働かせ、噛む力を育むといわれています。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

短歌

不自由をば自由と思へ自由とは必然性の洞察である
壇原 渉

どんぶりの蓋とる時のわくわく感みなそれ
ぞれのリアクション楽し
佐藤 登美子

如月の佳日に飾るつるし雛梅とさくらと俵も揺れる
三浦 時子

変わりゆく第二の故郷浜の春
八田 博子

春かすみ丘一面のネモフィラ咲く
斉藤 かおる

無情にも花散らすかや雨と風
小玉 礼子

俳句

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)
fax357-5744(役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com

Topics

空き区画を分譲しています

防災集団移転促進事業により整備した高台住宅団地の空き区画について再募集を行っていますが、6月からは先着順での申込みとなります。

【申込みできる方】

申込み時点で住宅再建が完了されていない方で、以下のどちらかを満たす方となります。

- (1) 七ヶ浜町の防災集団移転促進事業の対象者であり、従前地の買取りが完了した方
- (2) 東日本大震災により七ヶ浜町内で被災され、当時居住していた住宅が全壊、大規模半壊、半壊(半壊であっても解体撤去された場合のみ)のり災判定を受けた方

※ 地震被害の方も対象となります。

※(1)、(2)の方が同じ区画に申込みをされた場合は(1)の対象者が優先されます。

【申込み方法】

・募集する区画の場所や契約条件、受けられる補助制度など、申込み前に復興推進課にご確認ください。

※お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

復興 だより

No. 43

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

七ヶ浜町災害公営住宅への入居者を再募集します

本町では、東日本大震災により住宅を滅失した世帯であって、自力での住宅再建が難しい世帯へ安定した生活を確保するため災害公営住宅を整備しております。

入居については、建設課窓口にてご相談下さい。

1 募集住宅

- ・松ヶ浜地区住宅(木造平屋連棟住宅)
- ・菖蒲田浜地区住宅(鉄筋コンクリート造2階, 3階建て集合住宅)
- ・花淵浜地区住宅(鉄筋コンクリート造2階, 3階建て集合住宅)
- ・代ヶ崎浜地区住宅(鉄筋コンクリート造2階建て集合住宅)

2 入居資格(①~④すべてに該当する世帯)

- ①東日本大震災により住宅を滅失した世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ・住宅が全壊(全焼, 全流失)のり災判定を受けた世帯
 - ・大規模半壊または半壊のり災判定を受け、住宅を取り壊した世帯
- ②住宅再建(予定)をしていない世帯
 - ・持家又は貸家などに住んでない(予定含)
 - ・県営又は他市町村の公営住宅に住んでない(予定含)
- ③-1 松ヶ浜地区住宅：震災当時、松ヶ浜、湊浜、東宮浜、要害、御林、亦楽、境山、遠山、汐見台地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ③-2 菖蒲田浜地区住宅：震災当時、菖蒲田浜地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ③-3 花淵浜地区住宅：震災当時、花淵浜地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ③-4 代ヶ崎浜地区住宅：震災当時、代ヶ崎浜地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ④入居される方全員が暴力団員でない世帯

3 その他

- ・家賃は、入居する世帯全員の収入によって変わります。
- ・ペットの飼育はお断りさせていただきます。
- ・駐車場は、1台2,000円/月でお貸しできます。(台数は要相談)

※お問い合わせは、建設課まで ☎357-7442

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

住宅再建をされた方、補助申請はお済みですか？

町では、住宅再建のため下記の支援制度を設けております。申請を希望される方は、事前に役場 2 階復興推進課までお問い合わせください。

	支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
津波被災者向け支援制度	宅地、住宅等の嵩上げ補助	400万円	町内の津波浸水区域で被災し、町内の災害危険区域を除く津波浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構工事、ジャッキアップ工事等に要する費用で、平成23年3月11日以降に行った工事が対象となり、400万円を上限として工事費の1/2を補助します。
	住居の移転費用(引越し代等)の補助 ※1	78万円	町内の津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町内に再建された方 ※2	78万円を上限として移転費用(引越し代、転居通知に係る費用、従前地にある庭石や物置の移転費用、井戸の埋め戻し費用等)を補助します。
	住宅ローン利子補給補助 ※4	住宅・土地 500万円 住宅のみ 400万円	町内の津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町が整備する高台住宅団地以外の町内に再建された方	住宅再建に伴い金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、住宅及び土地を購入の場合500万円、住宅のみ(土地借地など)の場合400万円を上限として補助します。
	大規模修繕費補助	利子補給 200万円 修繕補助 150万円	町内の災害危険区域を除く、津波浸水区域で被災された住宅の罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊で住宅を修繕された方 ※3	修繕のために金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、最大200万円を上限に補助します。または、修繕に要した費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。
	住宅再建補助 ※4	150万円	町内の津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町内に再建された方	住宅の再建(建設・購入)に関する費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。
地震被災者向け支援制度	大規模修繕費補助	150万円	町内の津波浸水区域外で被災された住宅の罹災判定が全壊・大規模半壊で住宅を修繕された方 ※3	修繕に要した費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。
	住宅再建補助	150万円	町内の災害危険区域を除く、津波浸水区域外で被災された住宅の罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)で町内に住宅を再建された方	住宅の再建(建設・購入)に関する費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。

- ※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(ただし、国土交通大臣同意後の移転が対象)
- ※2 災害公営住宅に入居される方も住居の移転費用(引越し代等)の補助対象です。
- ※3 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除きます。
- ※4 住宅ローンの利子補給補助及び住宅再建補助はどちらか一つの申請となります。
- ※5 防災集団移転促進事業による高台住宅団地への移転者は、別途補助制度があります。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

東日本大震災による被災情報 (平成28年5月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
- 七ヶ浜町民の行方不明者 (死亡届提出者含む) 2名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
- 東日本大震災関連で亡くなられた、七ヶ浜町民の方 3名

計113名

☎7437

*お問い合わせは、防災対策室まで

応急仮設住宅等入居者情報

■応急仮設住宅

(平成28年4月30日現在)

1. 第1スポーツ広場(0戸) 0名
2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(7戸) 17名
3. 生涯学習センター前(14戸) 25名
4. 湊浜旧町営住宅跡地(0戸) 0名
5. 松ヶ浜謡児童遊園(2戸) 4名
6. 社会福祉協議会事務所下(0戸) 0名

計23戸 46名

民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県決定分)

42世帯 120名

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。また、義援金(5月1日現在 1,817件) 117,108,688円

内配分済額(5月1日現在)

114,729,000円

配分後義援金額

2,379,688円

●一般寄附金(復興支援)

(5月1日現在 529件)

337,009,042円

■義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれ

かの専用口座に直接、振込等により入金してください。

(1) 銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

●口座種別及び番号

普通預金 90000887

●口座名義

七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊範

(2) 銀行名

ゆうちょ銀行

●口座記号番号

02200・6・123番

●口座名義

七ヶ浜町災害義援金

■一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス zaisei@shichigahama.com までお問い合わせください。

■ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

*お問い合わせは、財政課財政係まで

☎2115

被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

●基礎支援金の申請期限
平成29年4月10日まで
●加算支援金の申請期限
平成30年4月10日まで
※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449



暮らしの安心・安全情報

甲種防火管理「新規」講習の開催

ホテル、旅館、学校、病院、工場、事務所等で多数の人々が入りし、勤務する事業所(平成21年4月1日からは小規模な社会福祉施設等も含まれます。)又は、一つの建物内に管理権原者が異なる種々のテナント等が存在する場合で、テナントごとの管理する収容人員が多い場合には消防法に定められた資格を有する防火管理者が必要になります。その資格取得講習を下記のとおり開催いたします。

- とき** 平成28年7月13日(水)～7月14日(木)の2日間
 - ・1日目 午前10時から午後5時まで
 - ・2日目 午前10時から午後3時30分まで
- ところ** 塩竈市港町一丁目6-20 塩釜商工会議所 会議室
- 受付期間** 平成28年6月22日(水)～6月30日(木)
- 受講定員** 80名(定員になりしだい締め切ります)
- 申込場所** 塩釜地区消防事務組合管内の消防署
- テキスト** 受講の際はテキストが必要です。各消防署での受付の際に、塩釜地区防災安全協会が4,100円で販売します。

お問い合わせは
塩釜地区消防事務組合消防本部予防課指導係まで
☎361-1617

危険物安全週間について

危険物安全週間は6月5日から6月11日まで全国一斉に展開されます。

ガソリン、灯油、軽油などの燃料や、塗料、プラスチック、化学繊維などの原料となる危険物は、私たちの生活の中で身近な存在となっています。しかし、ちょっとした不注意や誤った使い方をしたために火災などの重大な事故を招くことも多々あり、危険性を認識した上で安全に取扱うことが重要です。

正しい取扱いや保管方法を心掛け、危険物による事故を防ぎましょう。



—平成28年度危険物安全週間推進標語—
「危険物 決めろ無事故の ストライク」

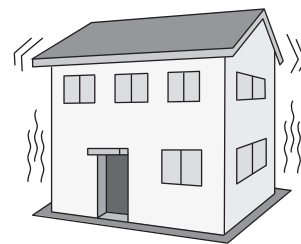
危険物についての詳しいことは、消防本部又は最寄りの消防署までお問い合わせ下さい。

お問い合わせは
消防本部予防課 ☎361-1616 (予防課保安係：直通)
七ヶ浜消防署 ☎357-4349

平成28年度木造住宅耐震診断助成事業のお知らせ

東日本大震災以降、地震の発生が多くなっております。大規模地震が発生した際に住宅の倒壊を防ぐために耐震診断を受けてみませんか？

- 募集件数** 5件(先着順)
- 申込書の受付** 12月27日(火)まで
※土・日を除く
- 申込条件** 下記の事項全てに適合する木造の一戸建て住宅であること。
(離れ、集合住宅、納屋、倉庫等は対象外です。)
・昭和56年5月31日以前に着工されていること。
・在来軸組構法または枠組壁構法で建てられたもの。
・過去に本町の耐震診断助成事業による耐震診断を受けていないこと。
- 補助金額** 一律 140,000円
- 自己負担金** 診断作業時に診断士へお支払願います。
床面積200㎡以下の場合 8,300円
" 200㎡を超え270㎡以下の場合 18,600円
" 270㎡を超え340㎡以下の場合 28,900円
" 340㎡を超える場合 38,200円
- 必要書類** 建築確認書の写し又は家屋評価証明書



お問い合わせは、防災対策室まで ☎357-7437



お知らせ

6月の納税 (納期限 6月30日)

今月の納期は、町県民税(普通徴収)第1期で、納期限は6月30日(木)です。
納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が加算されます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎ 7453

町県民税(普通徴収)の納税 通知書を郵送します

6月は、町県民税(普通徴収)の納税通知書が郵送されます。納期限を厳守の上、納付されますようお願いいたします。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎ 7452

個人住民税(特別徴収・普通徴収)の納付方法

「住民税」とは、町民税と県民税を合わせたことをいい、個々人の前年の所得に応じてそれぞれ負担してもらう仕組みになっています。

●給与からの特別徴収

事業所等に勤務している方(サラリーマン)は、年税額を分割(6月から翌年の5月まで)し、事業主が毎月の給与から天引きし、町へ納付することになっています。

●普通徴収

事業を行っている方や事業主から給与天引きされない方は、年税額を4期(6月・8月・10月・1月)に分けて納付することになっています。また、65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、公的年金から天引きし、公的年金支払者が町へ納付することになっています。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎ 7452

震災による代替土地・家屋の 固定資産税の特例について お知らせ

震災により滅失・損壊した家屋、または被災住宅用地の所有者が、それに代わる家屋や土地を取得した場合、固定資産(都市計画)税に特例が適用されます。

●特例の内容

●土地
代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分の固定資産(都市計画)税が、

取得後3年度は住宅用地としてみなされ軽減されます。

●家屋

代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1が減額されます。

特例を受けるには、税務課に申告書の提出が必要です。

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎ 7451

家屋の滅失届について

平成28年中に住宅や倉庫等の家屋を滅失及び一部解体した家屋の所有者は、家屋滅失届を提出していただく必要があります。該当する方は、印鑑及び解体証明等滅失したことが分かる書類を持参のうえ税務課固定資産税係まで来庁願います。

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎ 7451

新築家屋などの評価調査

平成28年中に完成する新築、増築家屋を対象に評価調査を行います。6月から税務課職員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査に該当する方には、順次ご案内を送付させていただきます。早期の調査を希望される方や日中不在がちな方は、税務課固定資産税係までご連絡いただけますようお願いいたします。

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎ 7451

暮らしの相談、お待ちしております

行政相談

行政(国・県・町)に関する相談
●相談委員

瀬戸 源市(東) ☎ 8549
棟形 和枝(汐) ☎ 5431

人権相談

人権問題に関する相談
●相談委員

星 徳光(菖) 伊藤せい子(代)
村上 妙子(境) 引地 淑子(花)
星 正一(松)
仙台法務局塩釜支局 ☎ 2338

生活相談

生活上の心配事に関する相談
●相談委員 各地区の民生委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり
と き 6月14日(火)、7月12日(火)
午前10時～午後3時

と き 7月14日(木)
午後1時30分～4時30分(一人30分
水道庁舎2階)

と き 午後1時30分～4時30分(二人30分
水道庁舎2階)

※事前に予約が必要です(先着順)。
ご予約は総務課まで ☎ 7436

消費生活相談
●相談委員 村上 妙子(境)
と き 6月2日、9日、16日、23日、
30日、7月7日、14日
午前9時～午後5時
お問い合わせは産業課まで
☎ 7443

身体障害者相談
障害の悩みや社会保障制度の相談
●相談委員

鈴木 勲(菖) ☎ 2461
川村 矩子(遠) ☎ 2224
星 好男(東) ☎ 1394

知的障害者相談
高橋 洋子(汐南) ☎ 2351

町税の納付がコンビニエンスストアでもできます

町県民税(普通徴収)・固定資産(都市計画)税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料は、コンビニエンスストアでも納付ができます。コンビニエンスストアでの納付は、土日祝日夜間でもできますので便利です。利用可能なコンビニエンスストアは、納付書裏面に記載してありますのでご確認ください。

なお、町指定金融機関・町収納代理金融機関・町会計課での納付、口座振替での納付も引き続きご利用いただけます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎357-7453

国民年金のお知らせ

【国民年金保険料の納付は、便利・安心・確実な口座振替で!】

国民年金保険料の納め忘れはありますか? 「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。

申し込みの際は、年金事務所や金融機関または町民課国保年金係備え付けの申出書に必要な事項を記入して、

口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出してください。

*お問い合わせは、仙台東年金事務所
国民年金課
☎357-6115

または役場町民課国保年金係まで
☎357-7446

第3号被保険者の届出

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。(保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担するため、ご自分で納める必要はありません。)

加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うようになります。

また、次のような場合は第3号被保険者から第1号被保険者へ資格を変える手続きが必要となります。手続きは、役場町民課又は仙台東年金事務所にて行えます。

- 【手続きが必要なとき】
- ・配偶者が会社を退職したとき
 - ・配偶者の扶養から外れたとき
 - ・配偶者が65歳になったとき

*お問い合わせは、役場町民課国保年金係
又は、仙台東年金事務所まで
☎357-7446
☎357-6115

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場

合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納のお申し込みはお近くの年金事務所までお願いします。

*お問い合わせは、役場町民課国保年金係
又は、仙台東年金事務所まで
☎357-7446
☎357-6115

上手にお医者さんにかかり、医療費節約を

上手に医療機関を受診することは、医療費節約につながり、家計にも優しく、町国保財政にもいい影響を与えます。上手に医療機関で受診しましょう。

- ① 過剰な病院のかけ持ちはやめましょう
何度も病院を変える
と医療費が増加します。

- ② 時間外、休日受診は、なるべく避けましょう
時間外、休日、深夜
にはそれぞれ割増分
が上乘せされます。



公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎ 357-2111	産業課(水産商工係) ☎ 357-7443	町税等徴収特別対策室 ☎ 357-7453	アクアゆめクラブ ☎ 357-7920
議会事務局 ☎ 357-7435	(農政係) ☎ 357-7444	環境生活課 ☎ 357-7454	町民プール ☎ 357-5031
総務課 ☎ 357-7436	町民課(戸籍住民係) ☎ 357-7445	子育て支援センター ☎ 362-7731	給食センター ☎ 361-5911
防災対策室 ☎ 357-7437	(国保年金係) ☎ 357-7446	水道事業所(上水道係) ☎ 357-7456	遠山保育所 ☎ 366-0444
財政課(財政係) ☎ 357-2115	地域包括支援センター ☎ 357-7447	(下水道係) ☎ 357-7457	まつぼっくり広場 ☎ 366-6141
(管財係) ☎ 357-7438	健康増進課(高齢者福祉係) ☎ 357-7448	(施設係) ☎ 357-7458	あさひ園 ☎ 357-4796
政策課 ☎ 357-2117	(保健指導係) ☎ 357-7448	生涯学習センター ☎ 357-3302	社会福祉協議会 ☎ 349-7781
復興推進課 ☎ 357-7439	地域福祉課 ☎ 357-7449	老人福祉センター(浜風) ☎ 357-4976	シルバー人材センター ☎ 357-6039
復興整備課 ☎ 357-7455	会計課 ☎ 357-7450	歴史資料館 ☎ 365-5567	七ヶ浜交番 ☎ 357-2216
教育総務課 ☎ 357-7440	税務課(固定資産税係) ☎ 357-7451	七ヶ浜国際村 ☎ 357-5931	七ヶ浜消防署 ☎ 357-4349
建設課(管理係) ☎ 357-7441	(住民税係) ☎ 357-7452	アクアリーナ ☎ 357-7890	防災無線確認番号 ☎ 349-6016
(建設係) ☎ 357-7442			

※お電話をお掛けになる際は、掛け間違いのないようお願いします。

③薬をたくさん欲しいがるのは、やめましょう
薬を必要以上にほしがる、その分のお金がかかります。しかも使いきれずに余ったりしていませんか？



④かかりつけ医を持ちましょう
かかりつけ医は、持病や病歴などを把握したうえで診療できます。きめ細かな対応をしてくれるので何より安心です。



⑤医師を信頼し、指示を守りましょう
医師の指示を守らないと、治る病気も治らなくなり、自己診断は危険です。



⑥定期的に健康診断を受けましょう
病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。「自分はいたって健康」など過信は禁物です。健康診断は、生活習慣を見直すきっかけにもなります。
*お問い合わせは、町民課国保年金係まで
☎7446

年金生活者等支援 臨時福祉給付金

今般国において「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施するものです。

●支給対象者 支給対象者は、平成27年度の臨時給付金対象者のうち、平

成28年度中に65歳以上となる方です。
なお、平成27年度臨時福祉給付金の支給要件は以下の通り。
①平成27年1月1日において、七ヶ浜町の住民基本台帳に記録されている方
②平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されない方

※対象となる方には、町よりお知らせしていただいております。

●支給額 一人あたり3万円

●申請期間 平成28年4月27日（水）から平成28年7月29日（金）

●窓口開設時間 午前9時から午後5時まで

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

児童手当の現況届について

現在児童手当を受給中の方は、現況届の提出が必要になります。該当者には、後日、別途郵送により通知いたしますので、6月中に忘れずに必ず提出してください。提出が無い場合、6月以降の手当が受給できなくなります。
なお、提出の際は、印かん及び受給者（保護者）の方の健康保険証の写しが必要になります。（※町の国民健康保険加入者は保険証の写しは必要ありません。）
また、平成28年1月1日時点の住所が他市町村の方は、その居住していた市区町村で発行する平成28年度児童手当用課税（非課税）証明書も必要となります。

*お問い合わせは、地域福祉課社会福祉係まで
☎7449

子育て支援センターだより

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる広場で、お母さん同士の情報交換、仲間作りの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

- とき 平日午前9時～午後4時まで
※都合により変更する場合もあります。
- ところ 子育て支援センター

◆なかよし dayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、一時保育室を開放します。親子で一緒に遊みましょう。

- とき 6月2日、16日（木）
午前10時～11時
- ところ 遠山保育所かきのみ組
- 人数 1日5組（要予約）

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができます。

- とき 6月8日（水）
午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター



◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心してお茶して下さい。

- とき 6月10日（金）
午前10時～12時
- ところ 子育て支援センター

◆親子あそび◆

第一回目は、「ミニ七夕飾り作り」です。親子で作ってお家に飾りましょう。

4月から6月生まれのお誕生会もあります。プレゼントもあるので参加してね。

- とき 6月24日（金）
午前10時～午前11時30分
- ところ 子育て支援センター
- 申込締切 6月21日（火）

◆一時保育の案内◆

遠山保育所内かきのみ組で1歳以上就学前児童の一時保育を行っております。急用等でお子さんの保育に困った時、ママのリフレッシュの時などにご利用して下さい。詳しくは子育て支援センターまでお問い合わせ下さい。



お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 362-7731

こころの相談

イライラする、不安が強い、やる気がでない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、一人で抱え込まずに相談してみませんか。震災後の心の健康に関する相談もお受けします。

なお、相談には精神科医師が応じます。事前に予約が必要ですので、下記までご連絡願います。

●とき 平成28年6月23日(木)午後1時30分～午後4時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター(役場庁舎裏)

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎357-7448

お気軽にご参加ください！ 各地区介護予防教室



各地区の公民分館で、おおよね65歳以上の方が集まり、月1～3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午

※要害地区のみ午前9時45分から

*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで
☎357-7447

各地区介護予防教室 6月の日程(場所：各地区公民分館等)

湊)ひまわりの会	1日、15日(水)	湊浜地区避難所	要)さわやかにぎにぎクラブ	13日、27日(月) ※午前9時45分	要害・御林地区避難所
松)はまぎく会	2日、16日(木)	松ヶ浜地区避難所	境)浜楽会	7日、21日(火)	境山公民分館
菖)花菖蒲の会	8日、22日(水)	菖蒲田浜地区避難所	遠)かぶとむしの会	10日、24日(金)	遠山地区避難所
花)はなぶしまじゃらいいん会	9日、23日(木)	花淵浜地区避難所	汐)汐見台悠々クラブ	3日、17日(金)	汐見台第2公民分館
吉)さくらの会	6日、20日(月)	吉田浜公民分館	汐南)しおさい南クラブ	3日、17日(金)	汐見台南第1集会所
代)元気よがさきの会	8日、22日(水)	代ヶ崎浜地区避難所	亦)亦来会	2日、16日(木)	亦楽公民分館
東)すこやか明神会	1日、15日(水)	東宮浜公民分館	笹)笹山地区運動教室	9日、23日(木)	笹山地区避難所

ご存知ですか？ 住所の各種届出には届出期間があります。

転出届

町外に住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、転出予定日の14日前または、住み始めてから14日以内です。



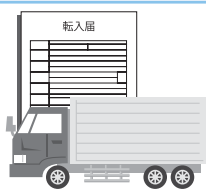
転居届

町内で住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



転入届

町外から住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



いずれも正当な理由がなく、届出期間以内に届出をしない場合は、仙台簡易裁判所より、過料(5万円以下)に処せられる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせは、町民課 戸籍住民係まで ☎357-7445

心に病をもつ人の家族会のご案内

●ご家族の心の病で悩んでいませんか？
●ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。
●家族会では、心の病気等に関する勉強会や懇談などを行っています。
●ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡下さい。

●とき 平成28年6月30日(木)午後1時30分～午後3時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター
●内容 勉強会、懇談会

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎357-7448

『家族会カフェ』のご案内

●七ヶ浜町介護者家族の会では、在宅で介護をしているご家族の方が、お茶を飲みながら話し合う場を設けました。
●在宅で介護を行っているご家族の皆さん、お気軽にご参加下さい。

●とき 平成28年6月8日(水)午後1時から3時

●ところ 七ヶ浜町老人センター「浜風」内「元気茶屋」

●内容 「カフェ」について、お話ししましょう!!
●参加費 無料

※7月は、『認知症カフェの視察&交流会』を予定しています。
●詳しくは、7月号にてお知らせします。

*お問い合わせは、健康増進課高齢者福祉係地域包括支援センターまで
☎357-7447

住宅用太陽光発電設備設置補助金について

環境に配慮した街づくりの推進のため、住宅用太陽光発電設備設置補助金の交付を今年度も行います。

●補助対象設備

住宅の屋根等に設置する太陽光発電設備で、パネルの合計出力が10kW未満の未使用品

●補助の対象となる要件

- ①七ヶ浜町に住所を有する個人（転入予定者含む）
- ②申請者及び世帯員について町税等の未納がないこと
- ③自ら居住する住宅に設置する設備で、設置契約日が平成23年3月11日以降であること。
- ④電力会社と余剰電力の売電契約を結ぶ方

●補助金の額

- ①一般 1kWあたり3万円（上限9万円）
- ②被災者 1kWあたり6万円（上限18万円）

※被災者とは東日本大震災で自らの住宅が大規模半壊以上の判定を受けている方。（七ヶ浜町発行の罹災証明書の提出を求めます）

●申請方法

所定の申請書と添付書類を環境生活課に提出。
申請書は環境生活課窓口に着付しているほか、町ウェブサイトに掲載しています。

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

犬の登録・狂犬病予防注射について

新しく犬を飼った場合は役場にて、犬の登録が必要になります。また、飼い犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。

左記指定の動物病院以外で接種された場合は、役場にて、狂犬病予防注射済票の交付が必要です。飼い犬が高齢、病気等で予防注射の接種が難しい場合は、獣医師の発行する「猶予証明書」を役場に提出してください。大切な愛犬のために登録、注射を受けましょう！

●指定の動物病院

塩浜犬猫動物病院、ケイ動物病院、花園動物病院、たがじよう動物病院、村木動物病院、オノデラ動物病院、たかひら動物病院、フォルテ動物病院

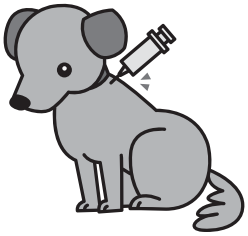
※指定の動物病院では登録、予防注射済票の交付が出来ます。そのため、役場にお越しいただく必要はありません。役場で登録、注射済票の交付を受ける場合には、それぞれ手数料が掛かります。

●犬の登録料 3000円

●注射済票交付料 550円（各々1頭あたりの料金）

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454



民有地の樹木枝の剪定・雑草の除去について

所有（管理）している土地から樹木の枝や雑草が道路敷地に張り出していませんか？

道路に張り出ていると、交通安全上（歩行・走行時に）支障になりますので、所有（管理）地の樹木枝の剪定・雑草の除去を行ない、適切に管理されるようお願いいたします。

*お問い合わせは、建設課管理係まで

☎7441



工事前に文化財の確認を願います

町内で建物の新築や建替えなどの現状を変える工事を計画されている方は、計画地が埋蔵文化財（遺跡や貝塚）、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要です。

工事計画地がこれらの指定地内である場合は、事前に文化財関係の申請手続きや現地調査などが必要になります。申請手続きには1か月以上要する場合もありますので、お早めに歴史資料館へご相談ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで
月曜休館

☎55567



二市三町共同事業 親子縄文土器作り教室

粘土でオリジナルの縄文土器を作る教室を開催します。親子で土器作りに挑戦してみませんか？

●とき・ところ

①土器作り 6月26日（日）

午前10時～正午 多賀城史遊館

（多賀城市）

②土器焼き 7月31日（日）

午前9時30分～午後1時30分

大木囲貝塚遺跡公園（七ヶ浜町）

※土器焼きは雨天の場合、8月21日（日）に延期

●募集人数 小学生の親子10組20名

（基本的に①②の両日参加できる方、先着順）

●参加費 親子2名（小学生1名＋保護者1名）で800円（粘土代、保険代等）

※1名追加につき400円

●持参するもの等（6月26日）タオル2枚、汚れてもいい服装、エプロンなど

●募集受付 6月4日（土）から21日（火）まで 午前9時～午後4時

●申し込み方法 直接、歴史資料館にご来館いただくか、電話にてお申込ください。

*お問い合わせ・申し込みは、歴史資料館まで 月曜休館

☎55567



資料館講座 野生種の桜の種取り

大木圃貝塚の桜に実がなる季節になりました。野生種の実から桜の苗を育てるための種取りを行います。同時にサクランボと葉っぱの解説、野生種のサクランボを使ったソースの作り方の紹介も行います。

●とき 平成28年6月18日(土)

午前10時～正午

●ところ 歴史資料館研修室、大木圃貝塚遺跡公園

●募集人数 20名(先着順)

●対象 小学生～一般

※小学1～4年生は保護者同伴

●参加費 無料

●持参するもの等 タオル1枚、汚れてもいい服装(長袖・長ズボン)

●募集受付 6月4日(土)から受付開始

●申し込み方法 電話にてお申込ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで
月曜休館 ☎55567



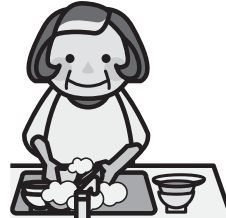
上下水道使用開始は届け出を

転居される時や、住宅をリフォームし再び上下水道を使用できるようになった場合などは、事前に届け出が必要です。

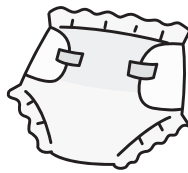
届け出を忘れてしまうと遡って上下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

また、下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。

●食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。



●紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましょう。



小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

*お問い合わせは、水道事業所まで
☎74456

『上・下水道』震災復興工事について

町水道事業所において、町内の津波浸水区域内で現在使用していない上・下水道管の撤去や入替工事を平成26年度から平成28年度までの3ヶ年の予定で実施いたします。

つきましては、上・下水道管撤去の際に個人の土地に布設されて使用していない上・下水道管やメーター等の宅内装置を同時に撤去したいと考

えています。

該当する方々には、町水道事業所から郵送にてお知らせいたしますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、上・下水道を今後使用しない場合、新たに使用したい場合などで、ご不明な点がありましたら、町水道事業所へご確認下さい。

*お問い合わせは、水道事業所
上水道係 ☎74456
又は、下水道係まで ☎74457

奨学資金の貸付について

町では、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学に在籍し、経済的理由により就学が困難な方に対し奨学資金の貸し付けを行っています。詳しくは、教育総務課までお問い合わせいただくか、七ヶ浜町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、教育総務課まで
☎74440

就学援助制度について

経済的理由により、小学校、中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者で援助を希望する方(町の援助要綱に該当される方が対象です)に對して、学用品費、給食費等の一部を町が助成する制度です。詳しくは、教育総務課までお問い合わせいただくか、七ヶ浜町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、教育総務課まで
☎74440

塩竈市総合防災訓練が実施されます

左記日時において、塩竈市の防災訓練が実施されます。塩竈市内を対象に訓練に伴う防災無線による広報やエリアメールの配信が行われます。本町においても放送が聞こえる場合やメールを受信する場合がありますのでお間違いの無いようご注意ください。

●とき 平成28年6月12日(日) 午前9時～

*お問い合わせは、総務課防災対策室まで
☎7437

平成28年度H1V抗体検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査、肝炎検査・骨髄バンク登録受付の実施について

■実施日・時間(要予約)

●H28年6月1日、15日、7月13日、27日、8月10日、24日

●午前9時30分から11時30分

■予約受付日・時間

●平日8時30分から午後5時15分まで(祝祭日除く)

●検査実施日の前日までに予約をお願いいたします。

■検査会場 塩釜保健所

塩竈市北浜四丁目8・15

■その他 検査は原則無料です。

*ご予約、お問い合わせは、塩釜保健所疾病対策班まで
☎5504

住宅再建支援事業（二重ローン対策）のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額（上限50万円）を補助します。
詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を探索してください。

*お問い合わせは、宮城県土木部住宅課まで
☎3256

法テラス東松島 七ヶ浜町巡回無料相談会のお知らせ

住宅ローン、抵当権、借金、離婚、不動産売買、リフォームトラブル、いじめ、家庭内暴力、パワハラ、近隣トラブル、生活困窮、介護、眠れない、気分が落ち込みがち、人間関係で悩んでいるなど、一人で悩まず専門家へご相談ください。

●とき 平成28年7月22日（金）

午後1時～午後4時

●ところ 七ヶ浜町役場3階第2会議室

●担当者 弁護士

*ご予約、お問い合わせ、法テラス東松島まで
☎050-33383-0009



東北歴史博物館 催事情報

■企画展「大白隠展」

白隠慧鶴は、日本臨済宗中興の祖と呼ばれた江戸時代中期の名僧です。公案（禅問答）を体系化し、多くの弟子を育成しました。禅師は、弟子の指導や信者の教化のために数万点ともいわれる墨蹟書画を遺しています。新出資料や宮城で秘蔵されていたものをあわせ、200余点をかつてないスケールで紹介します。

●とき 6月26日（日）まで

開館時間 午前9時30分～午後5時（発券は午後4時30分まで）

●ところ 当館1階特別展示室

●その他 常設展観覧料で観覧可能、毎週日曜日14時より展示解説

■「大白隠展」講演会

白隠研究の第一人者の芳澤勝弘氏と芥川賞作家で三春・福聚寺住職の玄侑宗久師が講演と対談を行います。

●とき 6月18日（土）

午後2時30分～午後4時50分

●ところ 当館3階講堂

●参加料 無料（事前申込不要）

■第3回館長講座 テーマ「縄紋いろは語り」

●とき 6月25日（土）

午後1時30分～午後3時

●ところ 当館3階講堂

●参加料 無料（事前申込不要）

■お弁当をもって花と歴史のハイキング（あやめコース）

●とき 6月25日（土）

午前11時～午後1時

●ところ 多賀城政庁跡（東北歴史博物館集合）

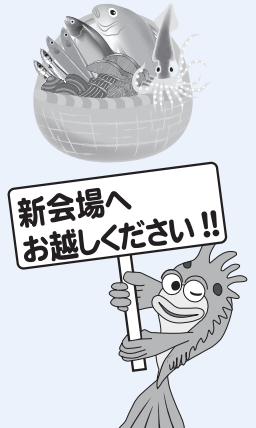
会場及び開催時間変更のお知らせ

七の市

【七の市開催時間】
午前9時～午前11時まで

6月26日（日）より、七の市会場を七ヶ浜町役場前から、漁協七ヶ浜支所前駐車場（花淵浜字館下75-11）に、また、開始時間も午前8時から午前9時（1時間繰り下げ）に変更いたします。

今後は、七ヶ浜うみの駅「七のや」との相乗効果で地域を盛り上げてまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願いたします。



お問合せは、七の市開催実行委員会事務局（多賀城・七ヶ浜商工会七ヶ浜事務所）まで
☎357-3912

●参加料 無料、事前申し込み必要
昼食・敷物持参、雨天中止の場合あり。

【基本情報】

●常設展観覧料 一般400(320)
円、高校生以下無料

※カッコ内は20人以上の団体。

●閉館日 毎週月曜日

●お問い合わせは、東北歴史博物館
情報サービス班 ☎0106
ホームページ

(http://www.tnm.pref.miyagi.jp/)

みやぎ青年婚活サポートセンター
ジョイフルふれあいパーティー

結婚を考えている男女が一堂に会し、会話を中心に楽しく過ごします。独身の方であれば参加できます。

●とき 平成28年6月19日(日)
午前10時～午後4時30分(予定)

●内容・会場 バスツアー(於：山元町)

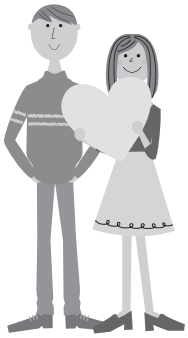
●参加条件 男性 40～49歳
女性 35～49歳

●参加費 詳細についてはお問い合わせ下さい。

●申込締切 平成28年6月13日(月)
正午(定員 男女とも20名)

●お問い合わせ、お申し込みは、みやぎ青年婚活サポートセンター(宮城県青年会館内)まで

☎04638
4649 FAX



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

仙台法務局及び宮城県人権擁護委員連合会では、6月27日(月)から7月3日(日)までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間と定め、時間を延長して相談電話を開設します。

学校における「いじめ・体罰」や家庭内における「児童虐待」など、子どもをめぐる様々な人権問題について、人権擁護委員が電話相談に応じます。

●開設時間

- ①6月27日(月)～7月1日(金) 午前8時30分から午後7時まで
- ②7月2日(土)・同月3日(日) 午前10時から午後5時まで

相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守ります。

●電話番号は、0120-0007-110(フリーダイヤル)です。

●お問い合わせは、仙台法務局人権擁護部まで ☎5743

朗読サークル きずな
朗読会開催のお知らせ

朗読サークル「きずな」では、左記により朗読会を開催します。

お気軽にお誘いあわせの上お出かけください。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

●とき 7月7日(木)

●午後1時30分開演

●ところ 中央公民館2階大会議室

●お問い合わせは、金子まで

☎3005



七ヶ浜町職員募集

平成29年4月1日採用予定の七ヶ浜町職員(上級・行政(身体障害者対象を含む。)(上級・保健師)、(初級・行政(身体障害者対象を含む。))の募集を予定しています。詳しくは広報7月号等をご覧ください。

●お問い合わせ、総務課まで

☎7436

「OTOKOMESHI(男飯)」参加者募集

男性だけの料理教室を開催します。ぜひご参加ください。

●とき 6月18日(土)午前10時～12時30分

●ところ 七ヶ浜町中央公民館・調理室

●参加費 500円

●募集人数 75歳までの町民男性・16名(申し込み多数の場合は抽選)

●申込締切 6月13日(月)午後5時



●お問い合わせ・申込先は、健康増進課保健指導係まで ☎7448

リサイクル運動団体の登録募集のお知らせ

新聞紙、缶・ビン類、雑誌等の資源物を回収している団体(子供会、町内会、婦人会等)に対して補助金を交付しています。補助金に関しては、回収した資源物1kgあたり1円となります。補助金の交付を受けるには、事前の登録が必要となります。ごみの減量、資源の有効利用、子供達への環境教育や地域のコミュニティづくりの推進が可能です。

●お問い合わせ、環境生活課まで

☎7454

海遊ほのぼの農園利用者募集

「海遊ほのぼの農園」(家庭菜園用の畑)の利用者を募集しています。

野菜づくりや花の栽培を楽しんでみませんか。

●ところ 汐見台南地区のそばにある阿川沼のほとりです。

●区画面積 一般用25㎡、車いす向け5㎡

●利用資格 町内に住所を有する人。

●使用料(年間) 一般用1万円、車いす向け用2千円(月割計算します)

●利用期間 申込み・許可日～平成29年3月31日(来年度以降の継続利用可能)

●減免措置 身障者手帳等をお持ちの方は、各区画減免の対象となります。

●お問い合わせ、お申し込みは、産業課・農政係まで ☎7444

警察官・警察職員採用試験日程のお知らせ
【塩釜警察署 警務課】

試験区分	申込受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表
警察官A (大卒)	5月20日(金) ～6月17日(金)	7月10日(日)	8月上旬 ～8月中旬	8月下旬
警察官B (大卒以外)	7月29日(金) ～8月26日(金)	9月18日(日)	10月中旬	11月中旬
県職員 (大卒程度)	5月13日(金) ～6月3日(金)	6月26日(日)	7月下旬 ～8月上旬	8月中旬
県職員 (短大卒程度)	8月12日(金) ～9月2日(金)	9月25日(日)	10月下旬 ～11月上旬	11月中旬
県職員 (高校卒程度)	8月12日(金) ～9月2日(金)	9月25日(日)	10月下旬	11月中旬

*お問い合わせは、宮城県警察本部警務課警務課採用係まで
〒980-18410
仙台市青葉区本町三丁目8-1
☎0120-0204-606

平成28年度 国家公務員「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

●受験申込受付期間
平成28年6月20日(月)から6月29日(水)まで
●受験申込方法
インターネット申込み

※受験資格や試験日程は国税庁ホームページでご確認ください。

*お問い合わせは、仙台国税局人事第二課試験研修係まで
☎11111
内線3236



保育体験学習参加者募集

町では、中学生・高校生を対象として、保育所の子どもたちと一緒に生活する「保育体験学習」の参加者を募集しています。

体験学習では、オムツを取り替えたり、ミルクを飲ませたり、食事のお世話をします。元気な子どもたちと一緒に遊んで、楽しい時間を過ごしましょう。妊婦さんの大変さを体験する時間や夏祭りのお手伝いもあります。

詳しくは、各中学校で配布したチラシまたは町ウェブサイトをご覧いただくか、中央公民館までお問い合わせください。

●申込期限 6月17日(金)まで

*お問い合わせは、町生涯学習課・中央公民館まで
☎33302

①空間放射線モニタリング状況 (1)役場駐車場

測定月日	5月13日
天候	晴れ
測定時間	午前7時56分
測定結果 地上1m	0.04
測定結果 地上0.5m	0.04

七ヶ浜町における放射線量の調査状況

※平成23年6月30日から平成28年5月13日現在まで、計1,154回測定。
②町立小中学校・保育所・私立幼稚園(校庭・園庭)
●測定月日 5月12日(木)、13日(金)
●天候 晴れ
※平成23年6月30日から平成28年5月13日現在まで、計417回測定。
③公園等については、37か所測定。
除染の基準とされている毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回っています。

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午後1時15分	校庭	0.04	0.05
2	松ヶ浜小学校	午後1時45分	校庭	0.04	0.04
3	汐見小学校	午後2時25分	校庭	0.05	0.05
4	七ヶ浜中学校	午後1時30分	校庭	0.04	0.05
5	向洋中学校	午後2時5分	校庭	0.05	0.05
6	遠山保育所	午後3時20分	園庭	0.03	0.03
7	和光幼稚園	午後2時5分	園庭	0.05	0.05
8	松ヶ浜幼稚園	午後2時35分	園庭	0.05	0.05
9	遠山幼稚園	午後2時50分	園庭	0.05	0.05
10	汐見台幼稚園	午後3時5分	園庭	0.06	0.06
11	第二柏幼稚園	午前5時12分	園庭	0.06	0.06

*最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454

食品の放射能測定器を設置しています。

- 対象者 七ヶ浜町民
 - 測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限り、販売品や販売目的のものは対象外です。
 - 測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受付けます。
 - 測定料金 無料
※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。
※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報は除く)
※持ち込みの際は、材料は1センチ程度に細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。
- お問い合わせは、環境生活課まで
☎357-7454



健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。

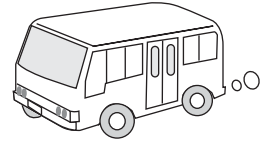


とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
6/1	3歳児健康診査	母子健康センター	12:15～12:30	H24.11.14～H25.1.1 出生児
7	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
8	よちよち1歳児健康相談	〃	9:45～10:00	H27.5.1～6.30 出生児
16	1歳6カ月児健診	〃	12:15～12:30	H26.10.29～12.16 出生児
21	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
7/5	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
6	3歳児健康診査	〃	12:15～12:30	H25.1.2～2.6 出生児

老人福祉センター



利用者バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表（休館日を除く火～金に送迎を行います）

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:30	立花地区高台住宅団地入口	9:24	汐見台南2丁目ロータリー
9:32	公園墓地蓮沼園入口	9:29	湊浜2丁目バス停
9:34	東宮浜公民分館前	9:32	西原地区高台住宅団地入口
9:37	要害バス停	9:34	御殿崎バス停
9:41	新仙台湾鈴木診療所前	9:37	旧七ヶ浜農協前
9:44	遠山地区避難所前	9:42	笹山地区高台住宅団地入口
9:46	向洋中学校入口	9:45	花淵浜割山
9:48	汐見台3丁目バス停	9:48	花淵バス停
9:51	汐見台5丁目T字路前	9:51	吉田浜消防ポンプ置き場前

お問い合わせは、老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976

七ヶ浜消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は、消防法で設置が義務付けられています。

実際に火災が起きた時に備え、設置・点検をお願いします。



お問い合わせは、七ヶ浜消防署まで ☎357-4349

七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」利用回数券を販売しています



七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」では、お得な利用回数券を販売しています。

通勤、通学、通院にお得で便利な回数券をぜひご利用ください。

●販売場所

ぐるりんこ車内、ジャパン交通

●券種

・@50円×65枚綴り 3,000円 (250円お得です)

・@50円×110枚綴り 5,000円 (500円お得です)



お問い合わせは、政策課まで ☎357-2117

休日の救急歯科

受付／午前9時～午後3時

6/5	こぐえ歯科クリニック	塩釜市旭町18-11	☎ 365-3728
12	ささき歯科クリニック	多賀城市中央1-16-17	☎ 389-1777
19	ファミリア歯科	松島町高城字町147-6	☎ 355-6860
26	なかよしデンタルクリニック	多賀城市八幡1-2-18	☎ 366-8241
7/3	ABEデンタルオフィス	松島町高城字町151-4	☎ 353-9980
10	玉川歯科医院	塩釜市玉川2-6-9	☎ 366-5155
17	はやしデンタルクリニック	多賀城市高崎2-15-6	☎ 794-7644

5月1日現在の人口（前月比）

※外国人含む

世帯数	6,510 (10)	転入	76
男	9,575 (-10)	転出	98
女	9,656 (-22)	出生	8
計	19,231 (-32)	死亡	18

町の面積 13.19km² (H26.10.1国土地理院より)

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

選挙権年齢が 18歳に引き下げられます

広報しちがはま 4月号から選挙権年齢引き下げについて特集をしてきましたが、今回は投票についてお知らせをいたします。

●投票日当日の投票

選挙権を有する皆様には、町選挙管理委員会から投票所の入場券を送付いたします。投票日当日は、皆様がお住まいの地区ごとに投票所を設けますので、入場券に記載された投票所で投票をしてください。時間は午前7時から午後8時までです。

●期日前投票

投票日当日、外出等により投票できない方は期日前投票にて投票をしてください。期日前投票は、各選挙の公示（告示）日の翌日から投票日前日まで行うことができます。時間は午前8時30分から午後8時まで、場所は町水道庁舎2階会議室です。

期日前投票の際には「当日投票に行けない」旨の宣誓を行っていただく必要があります。宣誓書は入場券裏に印刷しておりますので、事前に必要事項を記入し期日前投票所にお越しください。

なお、期日前投票を行う場合、投票を行う日に選挙権を有していなければなりません。よって、投票日当日に18歳になる方は期日前投票ではなく、不在者投票を行っていただくこととなりますのであらかじめご了承ください。



●不在者投票

出張等により長期にわたり町外に滞在する方や、入院、施設への入所などで町で投票できない方は不在者投票をご利用ください。不在者投票は全て郵送でのやりとりとなりますので、期間に余裕をもって請求等を行ってください。

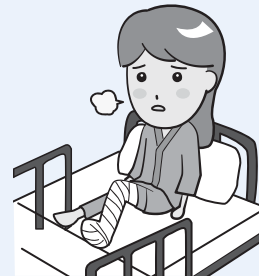
①出張等により長期にわたり町外に滞在する方

町選挙管理委員会に「不在者投票請求書兼宣誓書」を提出いただき、不在者投票ができる事由に該当する場合は、請求者に対し投票用紙等を送付いたします。請求された方は郵送された投票用紙等一式を滞在先の選挙管理委員会に持参し投票を行ってください。皆様が行った投票は、投票を行った選挙管理委員会から町選挙管理委員会に郵送されます。



②病院に入院している方、施設等に入所されている方

その病院や施設が「不在者投票施設」として指定されている場合は、入院、入所先の病院等で不在者投票を行うことができます。不在者投票を希望する場合は、入院、入所先に「不在者投票を行ないたい」旨申し出てください。投票用紙等の請求は病院又は施設が町選挙管理委員会あてに行うこととなります。



不在者投票施設に指定されていない場合は、入院、入所先で投票することはできませんので、「①」と同じ方法により投票していただくこととなります。

選挙権年齢引き下げについては、
総務省ホームページ <http://soumu.go.jp> をご覧ください。

お問い合わせは選挙管理委員会まで TEL357-7436

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- とき 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
- ところ 役場2階 復興推進課内(事前予約は不要です)
- 電話による相談も受付しています(☎ 357-7439 復興推進課)



環境に優しい大豆油インキを使用しています